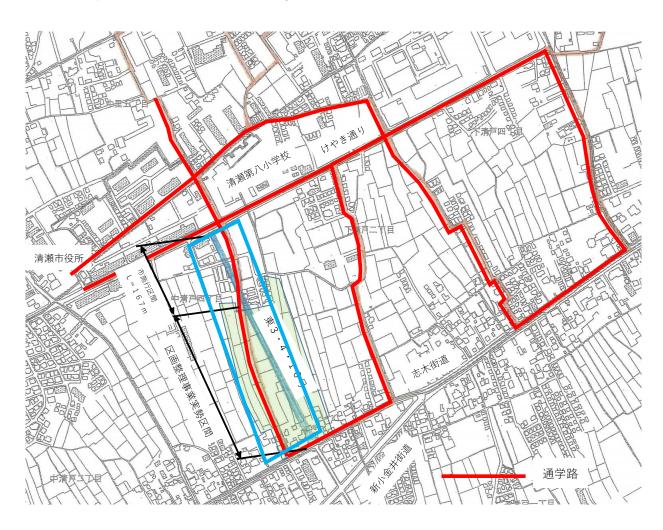
東村山都市計画道路3・4・16号中清戸線の整備が必要な理由

その1 通学路の安全性の確保

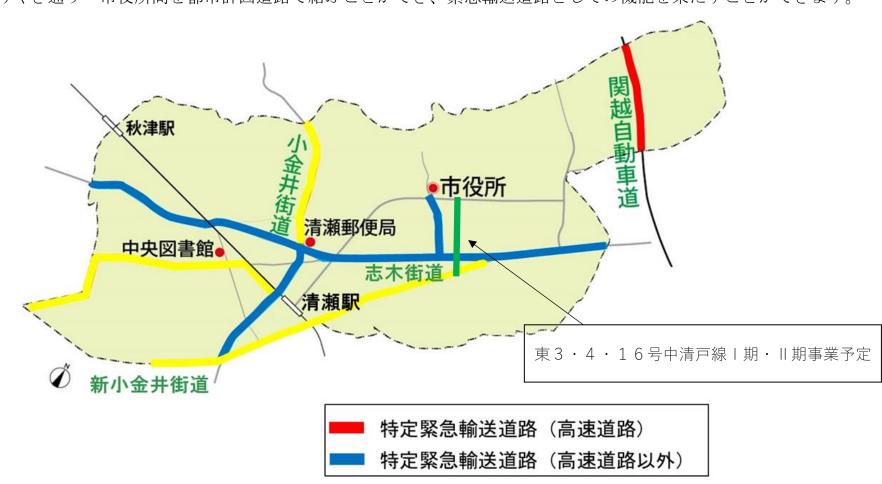
現在の第八小学校の指定通学路の中には、見通しが悪く、防犯上課題のある農道があり、大変危険な状態です。本路線の整備により、 歩道が約3.5mずつ両側に整備され、安全性が確保できます。



東村山都市計画道路3・4・16号中清戸線の整備が必要な理由

その2 市役所までの緊急輸送道路の機能確保

現在、災害時の防災拠点である市役所までを結ぶ緊急輸送道路は、小金井街道~志木街道~市役所通り~市役所となっています。しかしながら、市役所通りは、歩道がなく、危険な状態ではあるものの、整備の目途が立っていません。本路線の整備によって新小金井街道~本路線~けやき通り~市役所間を都市計画道路で結ぶことができ、緊急輸送道路としての機能を果たすことができます。



東村山都市計画道路3・4・16号中清戸線の整備が必要な理由

その3 南北道路の整備

当該中清戸地区の課題としては、南北を結ぶ道路が非常に少ないことがあげられます。そのような中、埼玉県側から都内へ抜ける車が歩道のない旭が丘通りや市役所通りに交通量が集中し、危険な状況となっています。 本路線の整備により、南北道路ができ、通過交通の分散をはかることができます。

